

インターネット利用高度化委員会、インターネット基盤委員会及び ICT による生産性向上に関する検討委員会の廃止

平成二十一年七月六日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第 号

(案)

一 情報通信審議会情報通信政策部会決定第一号（平成十三年三月二十八日）は、廃止する。

二 情報通信審議会情報通信政策部会決定第五号（平成十九年六月二十六日）は、廃止する。

附 則

この決定中一については、情報通信審議会において、「21世紀におけるインターネット政策の在り方」に係る答申がなされた日から施行する。

## 委員会の設置

平成十三年三月二十八日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第一号

本部会は、「21世紀におけるインターネット政策の在り方について」(平成十三年諮問第三号)に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

### 一 名称

1 インターネット利用高度化委員会

2 インターネット基盤委員会

### 二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置く。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

### 三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め説明させ、又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

## I C Tによる生産性向上に関する検討委員会の設置

平成十九年六月二十六日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第五号

本部会に、「生産性向上のためのI C T共通基盤の整備方策」(平成十九年諮問第十一号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

### 一 名称

I C Tによる生産性向上に関する検討委員会

### 二 構成

- 1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。
- 2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- 3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。
- 4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。
- 5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

### 三 関係者の出席等

- 1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
- 2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。